令和８年10月臨時教育委員会　議事録

１．日　　時　　令和８年10月１日（木）８時30分から８時35分まで

２．場　　所　　中央公民館　講義室

３．出席委員　　教　　育　　長　宮 本　隆
教育長職務代理　鈴 木　淳 子
教　育　委　員　本 城　慎 之 介
教　育　委　員　藍 原　尚 美
教　育　委　員　大 藤　敏 行

４．事 務 局　　こども教育課長
生涯学習課長
こども教育課課長補佐兼学校教育係長

５．傍 聴 人　　０人

１．開 会

＜こども教育課長＞

おはようございます。開会に先立ちまして、10 月１日付の人事異動により、生涯学習課長が変わりましたので、自己紹介をお願いします。

＜生涯学習課長＞

皆さま、本日付けで異動となり後任で参りました星野和弘と申します。今後お世話になることがあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

＜こども教育課長＞

ありがとうございました。只今より令和８年度 10 月臨時教育委員会を開催します。開催の理由は、町議会９月会議において「本城慎之介委員」の教育委員任命について議案を上程し、同意が得られたことによるものです。なお、本城慎之介委員の任期につきましては、本日、令和８年 10 月１日から令和 12 年９月 30 日までの４年間となります。先ほど土屋町長より、教育委員の任命書が交付されたところでございます。本日の臨時教育委員会の出席委員は４名となります。これより、臨時教育委員会の議事に移りますが、議事について教育長が進めることとなりますので、教育長よろしくお願いします。

２．議　題

＜宮本教育長＞

議題（１）議席の指定について、事務局より説明をお願いします。

＜こども教育課長＞

議席の指定につきましては、教育委員会会議規則第４条の規定により、教育長が定めることとなっております。議席の指定について、宮本教育長よろしくお

願いします。

＜宮本教育長＞

議席を指定いたします。鈴木淳子職務代理・本城慎之介委員・藍原尚美委員・大藤敏行委員の議席でよろしいでしょうか。

＜教育委員＞

―　承　認　―

＜こども教育課長＞

なお、教育長職務代理者についての確認事項となりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第２項に「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」とされております。職務代理者の任期につきましては、法律で定められておりませんが、「教育長が別の教育委員を指名するまで」または「新しい教育長が任命され、その教育長が新たに職務代理者を指名するまで」の期間となりますので、鈴木職務代理には令和７年度、職務代理者の指名をさせていただいておりますので、教育長職務代理者の変更はございませんのでご承知おきください。

＜宮本教育長＞

次に、議題（２）10 月定例教育委員会の開催日について、事務局より説明をお願いします。

＜こども教育課長＞

軽井沢町教育委員会会議規則第５条第２項により、定例会は毎月１回開くと規定されております。10 月定例教育委員会の開催日について、事務局（案）とし

て、10 月 26 日（月）、午後 1 時 30 分から中央公民館 1 階講義室で開催したいと考えます。なお、開催通知等は後日メールします。

＜教育委員＞

― 承　認 ―

３．その他

＜宮本教育長＞

議題は以上でありますが、その他、事務局よりありましたらお願いします。

＜事務局＞

ありません。

＜宮本教育長＞

無いようであれば、本日の臨時教育委員会を閉会します。お疲れ様でした。